

別府市公営事業局告示第7号

公 告

次のとおり、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び別府市公営事業局契約事務規程(令和6年別府市公営事業局規則第32号)において準用する別府市契約事務規則(平成2年別府市規則第46号)第22条の規定に基づき公告する。

令和6年6月7日

別府市競輪事業管理者 上田 亨

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

別府競輪場敷地内自動販売機(清涼飲料水)設置及び設置場所の貸付け

(2) 貸付物件(別府競輪場(別府市亀川東町1番36号)内2か所)

①別府競輪場 別府競輪場早朝前売り建物入場門横

ア 貸付面積:1.35㎡(転倒防止器具及び放熱余地の設置部分を含む)

イ 台数:1台

ウ 販売品目:ストロー付パック飲料

②別府競輪場 別府競輪場メインスタンド1階ギャラリー9番モニター北側

ア 貸付面積:1.08㎡(転倒防止器具及び放熱余地の設置部分を含む)

イ 台数:1台

ウ 販売品目:ストロー付パック飲料

(3) 貸付期間

ア 貸付期間は令和6年7月15日から令和11年3月31日までとする。

イ 貸付期間の更新は、行わないものとする。

(4) 予定価格

非公開とする。

(5) 最低制限価格

設定しない。

2 競争入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という)は、次に掲げる要件

を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当せず、かつ、同条第2項の規定による別府市の競争入札参加資格制限を受けていない者であること。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てをしている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。
- (3) 法人の場合は大分県内に本店又は支店若しくは営業所を、個人の場合は別府市に住所を有し、市税(別府市に対して納税義務のあるものに限る。)並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 自動販売機の設置業務について、当該公告の日において引き続き2年以上営業を行っている者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職者を有する団体及びそれらの利益となる行動を行う者でないこと。
- (6) 本店所在地及び別府市内において、公告の日から過去3年間食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく不利益処分を受けていない者であること。

3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 公告等の配布を次のとおり行う。

ア 日時

公告日から令和6年6月14日(金) (ただし、土・日曜、祝日は除く。)
午前9時から午後5時まで (ただし午後0時15分から午後1時までは除く)

※ホームページからの閲覧およびダウンロードに関しては、日時等の指定を設けないものとする。

イ 配布場所

「9 事務局」とする。

4 入札に関する手続等

(1) 公告等に関する説明会

公告等に関する説明会は実施しない。

(2) 現場説明会

現場説明会は実施しない。

(3) 公告等に関する質問の受付

ア 受付期間

公告日から令和6年6月12日(水)までの休日を除く

午前9時から午後5時まで。

イ 提出先

「9 事務局」とする。

ウ 提出方法

質問の提出方法は、質問書(様式8)に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにて送付する。送付後は、「9 事務局」担当者まで送付した旨を電話連絡すること。電子メール送付に当たっては、標題を「別府競輪場敷地内自動販売機(清涼飲料水)貸付け質問書」とし到着確認を必ず行うこと。

なお、上記以外の方法(電話、口頭、郵送等)による質問は一切受け付けない。

(4) 公告等に対する質問への回答

提出された質問(類似の質問が複数ある場合は集約する。)及び質問に対する回答は、令和6年6月14日(金)からホームページにおいて公表する。ただし、質問の提出者名は公表せず、質問者に対し個別に回答はしない。

(5) 現地確認

自動販売機の設置場所の確認等については令和6年6月7日(金)から同年6月17日(月)までの間に公営事業局事業課(0977-66-0796)に事前連絡のうえ行うこと。

(6) 入札参加資格確認申請書等の提出

入札参加者は、次の書類を提出すること。

ア 提出期間

公告日から令和6年6月14日(金)までの休日を除く

午前9時から午後5時まで。

イ 提出先

「9 事務局」とする。

ウ 提出書類

- (ア) 入札参加資格確認申請書【様式1】
- (イ) 誓約書【様式2】
- (ウ) 委任状【様式3】
- (エ) 自動販売機設置実績報告書【様式4】
- (オ) 事業者(会社)概要 ※任意様式、パンフレット等可
- (カ) 印鑑証明書・登記事項証明書・納税証明書の写し
確定申告書・直近の財務諸表の写し
- (キ) 取扱商品一覧表【様式5】
- (ク) 自動販売機の管理等に関する届出書【様式6】

エ 提出方法

「9 事務局」に持参または郵送すること。郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、受付期間内に必着のこと。なお、不慮の事故等による紛失又は遅延等については考慮しない。

(7) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の結果については、令和6年6月19日(水)までに入札参加者に対し、書面により通知する。

(8) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- ア 入札参加資格がないと認められた者は、4の(7)の通知を受けた日から起算して7日以内に、書面(様式は任意)を「9 事務局」に持参して説明を求めることができるものとする。なお、郵送又は電送によるものは受けない。
- イ 説明の請求に対する回答は、説明の請求を受けた日の翌日から起算して8日以内に、書面により行う。

(9) 入札保証金

免除とする。

(10) 入札及び開札

ア 日時

令和6年6月21日(金) 午後2時

イ 場所

別府市亀川東町1番36号 別府競輪場サブスタンド3階

5 入札書の提出方法

- (1) 入札書(様式9)は入札当日に持参すること。代表者以外の者に入札に関する権限を委任する場合は、委任状(様式10)も持参すること。
- (2) 入札金額は、商品の販売に係る売上額100円に対する納付額(消費税及

び地方消費税含む)を記載すること。

(3) 入札執行回数

入札回数は2回とする。

(4) 入札書の記載について

入札書に記載された入札金額は、文字や金額が不明瞭で判読できないもの、金額を訂正したもの、記名・押印のないものについては無効とする。

(5) 入札の辞退

入札参加者は、入札執行に至るまでは、次に掲げるところにより入札を辞退することができる。なお、入札を辞退した場合に、今後、当局の行う業務等において不利益な扱いを受けるものではない。

ア 入札執行前にあっては、募集要領に規定する入札辞退届(様式11)を公営事業局に直接持参、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)により提出すること。

イ 入札執行日にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出すること。

(6) 無効入札

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

ア 入札参加資格のない者または競争入札参加資格確認申請書及び提案書類等に虚偽の記載をした者の入札

イ 競争に際し、不当に価格をせり上げ、または引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札。

ウ 同一の入札について2以上の入札をした者のした入札

エ 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札

キ 入札参加資格確認申請書等提出書類の説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者の入札

ク その他入札条件に違反した入札

6 落札者の決定

(1) 入札書を公開の場で開札し、貸付物件に対し、予定価格以上の額で最高の価格で入札を行った者を落札者とする。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合は、くじにより決定する。

(2) 入札参加者が1者であっても、開札を行い、落札者を決定する。

7 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要とする。

(2) 契約保証金

納付とする。ただし、自動販売機設置実績報告書【様式4】において、過去2年の間に地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む）との種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上記載した場合は免除とする。

(3) 支払条件

各年度に発行する納入通知書による都度払い。

8 その他

(1) この公告に定めない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)地方自治法施行令、別府市契約事務規則その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。

(2) その他、この公告に記載のない事項については、募集要領による。

9 事務局

〒874-0022 別府市亀川東町1番36号

公営事業局 事業課 管理係

電話 0977-66-0796

FAX 0977-67-8382

E-mail keirin-te@city.beppu.lg.jp